

# 人事労務ニュース

平成21年6月号

## 算定基礎届（定時決定）

算定基礎届は、会社で使用される被保険者の報酬月額（4月・5月・6月）を、毎年7月1日～7月10日の間に届け出て各被保険者の標準報酬月額を決定します。

### 算定基礎届(定時決定)の対象者

#### 【対象となる者】

5月31日までに被保険者資格を取得した者で、7月1日現在、在職中の者  
7月1日以降に退職する被保険者(資格喪失日：7月2日以降)

#### 【対象とならない者】

7月・8月・9月に「随時改定」または「育児休業等終了時改定」が行われる被保険者  
その年の6月1日以降に資格を取得した被保険者  
6月30日以前に退職した被保険者(資格喪失日：7月1日以前)



### 報酬月額の算定方法

算定基礎月の報酬について

4月・5月・6月の各月に実際に支払われた報酬が算定基礎届の対象となります。

#### Point

給与の締切日ではなく、「**実際に報酬が支払われた日の属する月**」で考えます！

(例)

「未締め、翌月末日払い」  
4/1～4/30分 5/31支払い

↓  
5月分に受けた報酬として取扱います。

報酬支払基礎日数

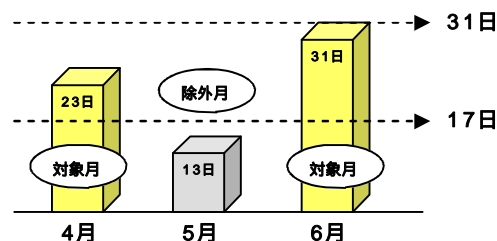
4月・5月・6月の各月とも、報酬支払基礎日数が**17日以上**あることが必要です。

#### Point

17日未満の月がある場合は、その月を除いて計算を行います。

(例外) 途中入社の場合

報酬支払基礎日数が17日以上あっても、入社月の翌月以降が対象となります。



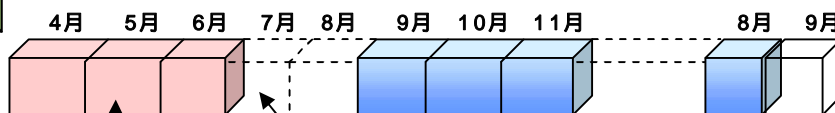
#### 【月給制の者】

原則:支払対象期間の暦日数  
例外:欠勤控除がある場合  
(会社が定める1月の所定勤務日数) - 欠勤日数

#### 【日給制の者】

支払対象期間の出勤日数  
(有給休暇取得日を含む)

### 算定基礎届(定時決定)の手続き



4・5・6月の報酬月額を届出書に記入します

7/1～7/10までに各被保険者に届出書を提出

新しく決定された標準報酬月額を適用(その年の9月～翌年の8月)

**算定基礎届(定時決定)の記載例**

従前の報酬月額：健保/厚年 300,000円 1月の通常支払われる報酬：319,000円  
 会社が定める1月の所定勤務日数：22日

**事例**

4月・5月・6月の3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上の場合

(ア)健康保険被保険者証の番号	(イ)被保険者の氏名	(ウ)生年月日	(エ)種別	(オ)従前の標準報酬月額	(カ)従前の改定月・原因
報酬月額				(キ)支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	(ク)適用年月
(コ)算定基礎月の報酬支払基礎日数	(ケ)通貨によるものの額	(ク)現物によるものの額	(ケ)合計	(カ)平均額	(キ)修正平均額
(ア)	(イ)テラト 太郎	(ウ)	(エ)	(オ) 300千円	(カ) 300千円
(ア)	4月 31	(ケ) 319,000	(ク) 0	(ケ) 319,000	(カ) 957,000
(ア)	5月 30	(ケ) 319,000	(ク) 0	(ケ) 319,000	(カ) 21年 9月
(ア)	6月 31	(ケ) 319,000	(ク) 0	(ケ) 319,000	(カ) 319,000
(ア)		(ケ)	(ク)	(オ)健 320千円	(カ)厚 320千円



**Point**

4月・5月・6月の3ヶ月とも支払基礎日数(ク)が17日以上あります。

4月・5月・6月の報酬合計(シ)をその月数「3」で割って平均額を算定します(セ)。

**Point**

5月の基礎日数 22日 - 8日 = 14日  
 (会社が定める1月の所定勤務日数) - 欠勤日数  
 したがって、17日未満の月に該当するため5月の報酬は報酬合計(シ)に含めません

4月・6月の報酬合計(シ)をその月数「2」で割って平均額を算定します(セ)。



**事例**

5月に欠勤(8日)による賃金カットがあった場合

(ア)健康保険被保険者証の番号	(イ)被保険者の氏名	(ウ)生年月日	(エ)種別	(オ)従前の標準報酬月額	(カ)従前の改定月・原因
報酬月額				(キ)支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	(ク)適用年月
(コ)算定基礎月の報酬支払基礎日数	(ケ)通貨によるものの額	(ク)現物によるものの額	(ケ)合計	(カ)平均額	(キ)修正平均額
(ア)	(イ)テラト 花子	(ウ)	(エ)	(オ) 300千円	(カ) 300千円
(ア)	4月 31	(ケ) 319,000	(ク) 0	(ケ) 319,000	(カ) 638,000
(ア)	5月 14	(ケ) 203,000	(ク) 0	(ケ) 203,000	(カ) 21年 9月
(ア)	6月 31	(ケ) 319,000	(ク) 0	(ケ) 319,000	(カ) 319,000
(ア)		(ケ)	(ク)	(オ)健 320千円	(カ)厚 320千円

**保険者算定**

通常の算定方法で標準報酬月額を決められない場合、その被保険者が9月以降に受けると予想される報酬の額を算定(修正平均)して報酬月額を決定します。

**保険者算定を行う場合の事例**

【通常の算定方法で標準報酬月額を決められない場合】

【通常の算定方法を行うと、著しく不当になる場合】

4～6月の3ヶ月とも、支払基礎日数が17日未満のとき  
 病気等による欠勤のため、4～6月の3ヶ月間に全く報酬を受けないとき  
 育児休業や介護休業のため、4～6月の3ヶ月間に報酬を全く受けないとき

3月以前に遡った昇給の差額を、4～6月のいずれかの月に受けたとき  
 4～6月のいずれかの月に、3月以前の月の報酬支払を受けたとき  
 4～6月のいずれかの月の報酬が、7月以降に支払われるとき  
 低額の休職給を受けたとき  
 賃金カット(ストライキ等)を受けたとき

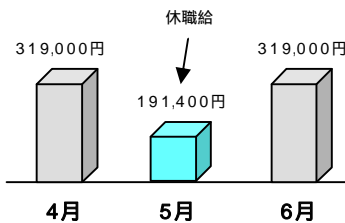


**事例**

5月に休職給の支払いを受けた場合

休職給：191,400円

月	支払基礎日数	報酬月額
4月	31日	319,000円
5月	30日	191,400円
6月	31日	319,000円



単純平均した報酬月額(セ)

(4月 + 5月 + 6月) ÷ 3ヶ月  
 = 276,466円 1円未満切捨て

修正平均した報酬月額(シ)

(4月 + 6月) ÷ 2ヶ月  
 = 319,000円



**Point**

休職給を受けた月は除きます!

休職給 = 休職した際に支払われた低額な報酬(諸手当含む)

4～6月の全ての月に休職給を受けていた場合は、従前の標準報酬月額(オ)で決定します。

**デライトコンサルティング(株)**  
**デライト社会保険労務士事務所**

〒461-0001 名古屋市中区泉2-26-4高岳パレットビル  
 TEL 052-937-5615 FAX 052-937-5620  
 URL : http://www.delight-c.com/  
 E-mail : info@delight-c.com

デライトコンサルティングは、  
 「個人と組織の成長を図り、社会に貢献する」を経営理念として、  
 - Customer Delight (お客様の感動) -  
 を協創する人事コンサルティング会社です。

発行 : デライト社会保険労務士事務所(無断転載を禁ず)